

株主各位

第124回定時株主総会の招集に際しての  
電子提供措置事項

目 次

■事業報告	業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	1
	当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	5
■連結計算書類	連結注記表	9
■計算書類	個別注記表	23

第124期

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

新日本電工株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

# 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制基本方針」及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念、新日本電工グループ企業行動憲章に基づき、企業価値と企業倫理の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。その目的のもと、法令・定款・社内諸規程の遵守を徹底し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下の体制により内部統制を遂行する。

リスク管理を含む内部統制全般を統括・推進する組織として内部統制委員会とその事務局として内部統制部を設置し、通常時の分析や対応策の検討を行う。

内部統制部は各組織及び各子会社との間で情報を共有し、新日本電工グループ全体の内部統制システム水準の維持・向上を図るために活動を行う。

当社の内部統制基本方針は以下の通りとする。

## (1) 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 ＜取締役の法令遵守体制＞

取締役会は、取締役会規程の下、経営上の重要な事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき業務分担に応じ職務執行を行い、取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役4名も出席している。取締役会は17回開催され、業務執行状況の報告をうけ、取締役会規程に基づき上程された各議案についての活発な意見交換と審議を行い、執行決議を行っている。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ＜情報管理体制＞

取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する諸規程に基づき情報管理を徹底するとともに、文書管理に関する規程に基づき文書又は電磁的媒体により適切に記録・保存する。

また、取締役及び監査役が、これらの情報・文書等を常時閲覧できる体制とする。

(運用状況の概要)

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する規程及び文書管理に関する規程に基づき、適切に管理及び記録を行っている。

### **(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制<リスク・危機管理体制>**

多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、直ちに危機管理本部を設置し、迅速に必要な対応を行う。

各組織長は、自組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産管理、品質管理、購買管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、本社職能組織が全社横断的観点から規程等を整備し、各組織に周知する。

#### **(運用状況の概要)**

内部統制に関する規程に基づき当社に関わるリスクを識別し、内部監査において適切な対応を行っている。また、多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行う体制となっている。

### **(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

#### **<職務の効率性確保体制>**

取締役は、取締役、使用人が共有する全社的な基本方針、数値目標を中期経営計画として定め、新日本電工グループ全体にその徹底を図るとともに、各組織ごとの業績目標についての半期ごとの総括・見直しに加え、期中にも経過実績の反復したレビューを行い、機動的な対応を追加するなど、効率的な業務執行を図る。

予算編成、設備投資を含めた投融資等は該当する委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決議を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき各執行役員、各組織長等が行う。

#### **(運用状況の概要)**

取締役の職務の執行の効率性を確保するために、経営会議等で業務執行側の事前審議を経た上で、取締役会において執行決議を行っている。また、業務執行は役職ごとの決裁権限を定めた規程に基づき行っている。

### **(5) 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

#### **<使用人の法令遵守体制>**

新日本電工グループ企業行動憲章、社員行動指針を定め、グループ企業倫理の向上と法令・定款・社内諸規程の遵守についての更なる徹底を図る。

また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

各組織長は、自組織の業務について、法令及び規程の遵守・徹底を図り、法令違反行為の未然防止に努める。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。

内部統制部のモニタリング活動を通し、業務の効率性と不祥事発生リスクの点検を行う。

内部統制部は、監査結果を必要に応じ取締役会及び内部統制委員会に報告する。

(運用状況の概要)

新日本電工グループ企業行動憲章及び新日本電工グループ社員行動指針を定め、社員に周知徹底を図っている。通報先に外部窓口を含む、内部通報制度を設置・運用している。また、業務の効率性と不祥事発生リスクの点検のため、内部統制部が当社各部門に対して内部監査を行なっている。内部監査活動の補完策として、定期的に社員意識調査アンケートを実施し、浮き彫りになった職場風土やマネジメントなどの問題点については、全社員と共有化し個別対策を実施している。今後も継続してアンケートを行い、更なる改善を図る。

## **(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

### **<企業集団の管理体制>**

当社及び各子会社は、当社経営理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、当社及び子会社からなる企業集団一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、子会社の管理に関して関係会社管理規程等において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

当社は、各子会社に取締役・監査役を派遣し監督または監査を行うほか、内部統制部を通じ各子会社に対し定期的に内部監査を行う。

各子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

当社主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制部は、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、主管組織及び各子会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

#### ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに助言等を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、各子会社に対し報告を求め助言等を行う。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともにすみやかに内部統制部に報告する。

(運用状況の概要)

当社は子会社の管理に関する規程に基づき、各主管組織は子会社管理の適切な運用を図っており、また、適時に報告を受けることにより、子会社の内部統制体制を確認している。加えて、内部統制に関する情報交換の場として、内部統制責任者会議を開催している。なお、各子会社は自律的内部統制を基本とした内部統制システムの充実を図っており、当社は内部統制部による内部監査を行い各子会社に対し指導・助言を行っている。また、子会社管理に関する規程に基づき、各主管組織が監督と業績評価を行い、本社職能組織が指導・支援・助言を行っている。

## (7) 当社の監査役の監査に関する事項

当社は、監査役が当社の重要な会議、委員会に出席し、また、当社社長との定期的な意見交換を行うことを確保するとともに、監査役が、子会社の取締役及び使用人等から直接報告を受け、また、社内の情報・文書等は常時閲覧できるよう体制を整備する。

当社の取締役、執行役員、組織長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制部を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、当社の監査役と情報を共有する。

各子会社の取締役、監査役、使用人等は、自社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は当社主管組織あるいは内部統制部を通じて報告する。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制部は、当社の監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について当社の監査役に報告する。

当社の監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、総務部がこれに当たる。

事務局員の取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で職務を行うほか、事務局員の人事異動・評価等について、当社人事部長は監査役とも協議する。

当社は、当社の監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の費用請求に応じる。

(運用状況の概要)

当社は、監査役の情報収集として、監査役による重要な会議や委員会への出席、当社社長との意見交換の場を確保すること等に加え、稟議書を監査役が常時閲覧することができる体制を整備し、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めている。また、内部統制部は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っている。

## 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりであります。

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者

は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって次の施策に取り組んでおります。これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(経営基盤強化による企業価値向上への取組み)

詳細については、「1.企業集団の現況に関する事項 (4)対処すべき課題」をご参照ください。

(コーポレート・ガバナンス (企業統治) の強化による企業価値向上への取組み)

下記の基本的な考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、下記の「経営理念」のもと、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、当社のコーポレート・ガバナンスを充実させております。

<経営理念>

特徴ある製品・技術・サービスを開発・提供し、持続的な成長を通じて、豊かな未来の創造に貢献する。

## (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2023年2月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議し、2023年3月30日開催の第123回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、（イ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（ロ）必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合は取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

なお、本プランの有効期限は2026年3月開催予定の当社第126回定時株主総会の終結の時までとなっております。本プランは、有効期間中であっても、

- （イ）当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
  - （ロ）当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- には、その時点で廃止されるものとし、



**(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

本プランは、

- (イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- (ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- (ハ) 株主意思を反映するものであること
- (ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
- (ホ) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

等の理由から、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称 中央電気工業株式会社、リケン工業株式会社、栗山興産株式会社、電工興産株式会社

前連結会計年度では連結子会社であった共栄産業株式会社は保有する株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子

会社又は関連会社数 2社

主要な会社の名称 Kudumane Japan合同会社、Pertama Ferroalloys SDN.BHD.

当連結会計年度より重要性が増したため、Kudumane Japan合同会社を持分法適用の範囲に含めております。

前連結会計年度では持分法適用関連会社であったKudumane Investment Holding Limitedは重要性が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称

主要な会社等の名称 該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

    その他有価証券

        市場価格のない株式等以外のもの

  ……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

        市場価格のない株式等

  ……………移動平均法による原価法

  なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ……………時価法

棚卸資産……………主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法によっております。

    （リース資産を除く）

無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）

    （リース資産を除く）  に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

  ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

  ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「合金鉄事業」「機能材料事業」「環境事業」「電力事業」の4つを主な事業としており、いずれも、製品の引渡しが行う義務であることから、主に製品の引渡時で顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、国内販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したのものについては、他の事業者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

数理計算上の差異……………過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数及び過去勤務費用（主として14年）による定額法により費用処理しております。

の費用処理方法……………数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象…金銭債権債務、借入金

ヘッジ方針……………主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）2,412百万円（繰延税金負債と相殺前の金額3,638百万円）

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ア. 算出方法

繰延税金資産の認識は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込み年度のスケジューリング等を考慮し、来年度計画及び将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期と金額によって見積もっております。

#### イ. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画の主要な仮定は、合金鉄事業の一部顧客との取引における製品市況等の変動による損益の大幅な変化を抑制する仕組み及び粗鋼生産量等であります。

#### ウ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合は、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
受取手形及び売掛金	320百万円
投資有価証券	3,315百万円
担保に係る債務	
保証債務	1,765百万円
リース債務	4,142百万円
  
2. 偶発債務

保証債務	
被保証者	
Pertama Ferroalloys SDN.BHD. (金融機関からの借入債務)	1,765百万円
  
3. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。  
なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	24百万円
------	-------
  
4. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

### 連結損益計算書に関する注記

1. 固定資産除却損

特別損失の固定資産除却損21百万円は、操業停止した旧鹿島工場合金鉄事業設備の除却等に係る損失であります。

なお、営業外費用の固定資産除却損511百万円は、工場設備等除却に係る経常的な損失であります。
  
2. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	146,931,567	71,100	9,784,895	137,217,772	(注1)、(注2)

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

(注2) 普通株式の株式数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

### 2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	7,092,135	2,695,327	9,784,965	2,497	(注1)、(注2)

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,695,327株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,694,800株、単元未満株式の買取りによる増加527株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は自己株式の消却及び単元未満株式の売渡しによるものであります。



### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,258百万円	9円	2022年12月31日	2023年3月31日
2023年8月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	411百万円	3円	2023年6月30日	2023年9月8日

#### (2) 当連結会計年度の末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	823百万円	6円	2023年12月31日	2024年3月29日

4. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性を考慮し、短期的な預金等で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の取引を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として一年以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に基づき、定期的取引先の与信調査を行い与信限度額を設定し、必要に応じて債権保全策を検討・実施しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、為替の変動リスクを回避するため、一部は為替予約を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の動向をみながら必要に応じて金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的の時価の状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、社内規程に従い、各部門の要請により、実需に基づいていることを確認の上、取引の実行と管理を経理担当部門で行っております。なお、デリバティブ取引は、信用度の高い国内の大手銀行であるため、相手方の不履行に係る信用リスクはないと判断しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき、経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、金融機関とコミットメントライン契約を結んでおります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(*2)	3,173	3,173	－
(2) 長期貸付金	5,201	5,573	372
(3) 長期借入金(*3)	12,394	12,383	△11
(4) デリバティブ取引(*4)	1	1	－

(\*1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)以下の金融商品は、市場価格がないことから、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	9,874
投資事業有 限責任組合	212

(\*3)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,173	—	—	3,173
デリバティブ取引	—	1	—	1
資産計	3,173	1	—	3,174

#### ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	5,573	5,573
資産計	—	—	5,573	5,573
長期借入金	—	12,383	—	12,383
負債計	—	12,383	—	12,383

注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額について新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

#### 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	合金鉄 事業	機能材料 事業	環境 事業	電力 事業	計				
売上高									
顧客との契約か ら生じる収益	52,876	13,844	6,558	1,391	74,670	1,735	76,406	－	76,406
外部顧客への 売上高	52,876	13,844	6,558	1,391	74,670	1,735	76,406	－	76,406
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	87	46	－	－	133	57	190	△190	－
計	52,963	13,890	6,558	1,391	74,803	1,793	76,597	△190	76,406

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にその他子会社事業となります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	10,905 百万円
契約負債	24

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	522円55銭
2. 1株当たり当期純利益	31円83銭

## 重要な後発事象に関する注記

2024年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」により、当社の富山工場及び妙高工場の固定資産及び棚卸資産に損傷等が生じておりますが、現時点で事業活動に重大な影響は認められておりません。

概ね通常操業しておりますが、設備点検の結果、一部生産設備について復旧に時間を要することが判明しており、引続き対応を進めてまいります。なお、この地震による被害額は調査中であります。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
主として、移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
  
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社……移動平均法による原価法  
株式  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
……………移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
  
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法
  
4. 固定資産の減価償却方法  
有形固定資産…………… 定額法によっております。  
(リース資産を除く)  
無形固定資産…………… ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。  
リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しておりません。



## 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、「合金鉄事業」「機能材料事業」「環境事業」「電力事業」の4つを主な事業としており、いずれも、製品の引渡しが行う義務であることから、主に製品の引渡時で顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、国内販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の事業者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

## 7. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象…金銭債権債務、借入金

ヘッジ方針……………主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…………ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

## 8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）3,178百万円（繰延税金負債と相殺前の金額3,920百万円）

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 41,447百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務   |           |
| 短期金銭債権   | 7,724百万円  |
| 長期金銭債権   | 5,201百万円  |
| 短期金銭債務   | 504百万円    |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務   |           |
| 担保に供している資産   |           |
| 売掛金  | 320百万円    |
| 関係会社株式   | 1,649百万円  |
| 担保に係る債務  |           |
| 保証債務   | 1,765百万円  |
| リース債務  | 4,142百万円  |
| 4. 偶発債務  |           |
| 保証債務   |           |
| 被保証者   |           |
| Pertama Ferroalloys SDN.BHD.（金融機関からの借入債務）                              | 1,765百万円  |
| 5. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。<br>なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 |           |
| 受取手形   | 12百万円     |
| 6. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。   |           |

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	48,983百万円
2. 関係会社からの仕入高	3,090百万円
3. 関係会社出向者負担金の受入額	1,203百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	
資産譲渡等に伴う収入額	707百万円
資産譲受等に伴う支出額	60百万円
5. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。	

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の数	2,497株
------------------	--------

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

退職給付引当金	136百万円
退職給付信託設定額	632百万円
投資有価証券評価損	30百万円
ゴルフ会員権評価損	17百万円
未払事業税	2百万円
棚卸資産調整額	62百万円
賞与引当金	57百万円
棚卸資産評価損	32百万円
資産除去債務	101百万円
減損損失	2,408百万円
関係会社株式評価損	1,522百万円
繰越欠損金	589百万円
その他	170百万円
繰延税金資産小計	5,765百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,844百万円
評価性引当額小計	△1,844百万円
繰延税金資産合計	3,920百万円

#### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△613百万円
特別償却準備金	△25百万円
土地時価評価差額	△102百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△742百万円

繰延税金資産の純額 3,178百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名 称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	日本製鉄 株式会社 (注)	被所有 直接 22.1% 間接 0.8%	当社製品の販 売	当社製品の販 売	48,714	売掛金	4,301

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、価格交渉の上、決定しております。

### 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名 称	議決権等 の所有(被 所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	中央電気工業 株式会社 (注1)	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の回収 (純額)(注2)	500	関係会社短期 貸付金	2,200
関連会社	P e r t a m a F e r r o a l l o y s S D N . B H D . (注1)	所有 直接 25.0%	資金の援助	資金の貸付	—	関係会社長期 貸付金	5,201
			資金の援助	債務保証	1,765	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

(注2) 「取引内容」に記載の資金の貸付(純額)については、当事業年度末における資金の貸付金額の純増額を記載しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	492円86銭
2. 1株当たり当期純利益	44円28銭

## 重要な後発事象に関する注記

2024年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」により、当社の富山工場及び妙高工場の固定資産及び棚卸資産に損傷等が生じておりますが、現時点で事業活動に重大な影響は認められておりません。

概ね通常操業しておりますが、設備点検の結果、一部生産設備について復旧に時間を要することが判明しており、引続き対応を進めてまいります。なお、この地震による被害額は調査中であります。